

## 第 26 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 10 分

2 開催の場所 松江市役所第 4 別館 3 階 教育委員会室

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 160 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 161 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 162 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第 163 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 164 号 非農地確認について

議 第 165 号 松江市農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について

議 第 166 号 松江市農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について

報告第 43 号 会長専決処分の報告

報告第 44 号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員（16 名） 欠席委員（1 名）

1 番 小村 伸吾 (出) 2 番 吉岡 雅裕 (出) 3 番 角田 正紀 (出)

4 番 足立 裕子 (出) 5 番 伊藤 和明 (出) 6 番 吉岡 幸雄 (出)

7 番 清原 昭 (出) 9 番 古藤 俊光 (出) 10 番 渡部 文明 (出)

12 番 永江 りえ (出) 13 番 勝田 達雄 (出) 14 番 矢野 秀行 (出)

15 番 松本 喜次 (出) 16 番 石原 一男 (出) 17 番 岸本 定朝 (出)

18 番 森口 順子 (欠) 19 番 三島 進 (出)

### 5 事務局職員出席者

#### 農業委員会

事務局長 毛利 佐織 農地係主任 佐藤 努

農地係長 松浦 孝 農地係主任主事 井上 雄太

農地係主任 青山 浩之 農地係主事 舟橋 空知

## 6 会議内容

会 長	議 事 長 （ 長 ）	定刻になりました。総会議事に入る前に、事務局から事務連絡がありますので、説明をお願い致します。
事 務 局		議案の修正があります。議案7ページと併せて訂正資料をご覧ください。転用目的で現場事務所の削除をお願いします。また、当初許可年月日の年月日を令和7年5月27日に訂正をお願いします。
		次に、33ページから37ページの農地法農地法第3条の3第1項の規定による届出です。内容が重複したものがあり、訂正すると議案のページ数も変更となるため、報告第44号「事務局長専決処分の報告書」を全て差し替えます。
議 長		訂正箇所が多くご迷惑をおかけし申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。
		それでは、ただ今から第26回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。
事 務 局		本日の欠席届は、18番委員から提出されています。現に在任する委員の数、17名のうち、16人の出席となっております。過半数を超えており、本総会が成立していることを報告します。
		次に、本日の議事録署名委員を指名します。15番委員、17番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の井上主任主事と船橋主事にお願いします。
		それでは、議事にはいります。議第160号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
		失礼いたします。議第160号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページ以降と併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は6件12筆でいずれも所有権移転です。
		はじめに、24番の案件についてご説明します。申請は新庄町の地目田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、身体に障がいを受けたため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣地に自作地があり、一体とした利用が見込めるため、自宅に近く耕作に便利なため。受人の世帯は、トラクター、管理機、耕耘機、草刈り機等の農業用機械を所有しております。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
		次に、25番の案件についてご説明いたします。申請は鹿島町佐陀本郷の畠1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のため。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
		次に、26番の案件についてご説明いたします。申請は鹿島町古浦の畠1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、身体が不自由で管理が続けられないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、草刈り機、耕耘機等の農業用機械を所有しております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
		次に、27番の案件についてご説明いたします。申請は島根町大芦の畠3筆を家族間の贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、婚姻により世帯を離れることになったため耕作できる世帯員に贈与するため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、引き継いで耕作するため。受人の世帯は、耕耘機、トラクター等の農業用機械をリースされます。取得後は野菜、果樹を栽培されます。第3条第2項の要

事務局	件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に、28番の案件についてご説明いたします。申請は八束町波入、二子の畠3筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、遠方に住んでいることに加え高齢なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、トラクター、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しております。取得後は牡丹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
議長 17番委員	次に、29番の案件についてご説明いたします。申請は八束町二子の畠1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、遠方に住んでいることに加え高齢なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後はサツマイモを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
議長 15番委員	以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしくお願ひします。
事務局議長 15番委員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。
事務局議長 15番委員	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
事務局議長 15番委員	29番の案件について、贈与の誤りではないか。 贈与の誤りです。 ほかにございませんか。
議長 160号	(なしの声) それではないようでございますので、採決をいたします。議第160号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議長 161号	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第160号は原案のとおり許可することに決します。
事務局 161号	次に、議第161号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局 161号	失礼します。議第161号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の5ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。
事務局 161号	はじめに、4条3番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は川原町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和7年5月7日付けで農振除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は936m <sup>2</sup> の内269m <sup>2</sup> 、所要面積も同様の269m <sup>2</sup> です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
事務局 161号	最後に、4条4番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、

事務局	水道管等が2種類以上埋設された道路の沿道の区域で、かつ2以上の教育施設が500m以内にあることから、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地です。転用面積は209m <sup>2</sup> の内13.40m <sup>2</sup> 、所要面積も同様の13.40m <sup>2</sup> です。事業計画は、申請地を整備し、墓地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
議長	以上、上程しました案件は、いずれも農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
17番委員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議長	事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。
7番委員	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
事務局	4条4番の案件について、分筆まで求めているのか。
7番委員	分筆までは求めておりません。
議長	分かりました。
	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第161号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第161号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
事務局	ご異議なしということですので、議第161号は原案のとおり許可することに決します。
	次に、議第162号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第162号、今月の農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の7ページと併せて事業計画変更説明資料の5ページをご覧ください。
	5条事業計画変更1番についてご説明いたします。本案件は、令和7年5月27日付で農地法第5条により許可した案件の事業計画変更承認申請です。申請地は島根町加賀の1筆で、●●●●工事に伴い、資材置場として使用するため、令和7年7月31日までの一時転用を許可していました。今回、工期の延長に伴い、引き続き申請地を使用するため、一時転用期間を令和7年12月31日まで延長する事業計画変更承認申請が提出されたものです。
	以上、上程しました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
17番委員	事務局から説明があった通り、許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。それではこれより審議にはいります。ただいまの事務局の説明と現地調査班からの報告につきましてご意見ご質問はございませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第162号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第162号は、原案のとおり承認することに

議長	ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 162 号は原案のとおり承認することに決します。
	次に、議第 163 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 163 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。なお、議第 163 号、番号 30 は、2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。
議長	事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。については、議第 163 号、番号 30 の案件について、先議したいと思います。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、番号 30 について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。
	(2 番委員が退室後)
議長	それでは、議第 163 号、番号 30 の案件について、事務局より説明願います。
事務局	失礼します。議第 163 号、番号 30 について説明いたします。議案の 10 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 11 ページをご覧ください。
	5 条 30 番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は大野町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、現場事務所および駐車場です。許可該当条項は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号で、第 1 種農地で行う一時転用に該当します。転用面積は 1,848 m <sup>2</sup> の内 150 m <sup>2</sup> 、所要面積も同様の 150 m <sup>2</sup> です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和 7 年 12 月 31 日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い、現場事務所および駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	以上、上程しました案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1 7 番 委 員	事務局から説明があった通り、許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。それではこれより審議にはいります。ただいまの事務局の説明と現地調査班からの報告につきましてご意見ご質問はございませんか。
	(なしの声)
議長	ないようですので、採決をいたします。島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、議第 163 号、番号 30 について採決いたします。議第 163 号、番号 30 について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 163 号、番号 30 は原案のとおり許可相当であると確認することに決します。それでは、2 番委員の除斥を解きます。
	(2 番委員が入室後)
議長	それでは、議第 163 号、番号 30 以外の案件について、審議したいと思います。事務

議 事 務 長	局より説明願います。
事 務 局	<p>失礼します。議第 163 号、番号 30 以外の案件について説明いたします。議案の 9 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 7 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、5 条 28 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西谷町の 2 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 498 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 498 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5 条 29 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の 3 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、電気工作物設置です。転用面積は 360 m<sup>2</sup>、所要面積は実測値で 361.47 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、電気工作物 2 基を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5 条 31 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大野町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は 591 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 591 m<sup>2</sup>です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和 8 年 3 月 31 日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い、資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に、5 条 32 番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は西持田町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、農家住宅です。転用面積は 288 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 288 m<sup>2</sup>です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備し、農家住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p>
議 事 務 長	以上、上程しました案件は、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
1 7 番 委 員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議 事 務 長	事務局から説明があった通り、いずれも許可相当であると判断いたしました。
4 番 委 員	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
事 務 局	32 番の案件について、形状変更直後の農地転用許可申請だが、何も言えないのか。
	申請内容に不備が無ければ、形状変更直後の農地転用許可申請であっても、そのことを理由に不許可とすることはできません。

4番委員 議長	分かりました。 ほかにございませんか。
16番委員 事務局	先ほど形状変更に関するご質問がありましたが、形状変更後に耕作されず、荒れた状態となっている農地も見受けられます。こうした場合、事務局としてはどのように対応されるのか。 遊休農地と判断されると、利用状況調査を通じてその判断がなされ、さらに利用意向調査により、所有者に対して適切な保全管理を促すことになる。
16番委員 事務局	農業委員が自ら土地所有者に対して保全管理を促すことは、不適切とされるのか。 不適切ということではなく、隣接農地への影響を考慮すれば、農業委員が土地所有者に保全管理を促すことは、むしろ好ましい対応だと思われる。
16番委員 議長 議長	分かりました。 ほかにございませんか。 (なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第163号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号28以外について採決いたします。議第163号のうち、番号28以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第163号のうち、番号28以外は原案のとおり許可することに決します。 次に、議第163号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号28について採決いたします。議第163号のうち、番号28について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第163号のうち、番号28は原案のとおり許可相当であると確認することに決します。 次に、議第164号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議第164号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案12ページ以降と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは5件13筆です。 はじめに、4番、5番は隣り合わせの土地ですので一緒に説明します。土地の所在は、西浜佐陀町、市街化調整区域、農振農用地区域外のそれぞれ田1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。昭和50年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。 次に、6番について説明します。土地の所在は、東出雲町上意東、都市計画区域外、農振農用地区域、田1筆、畠1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。 次に、7番について説明します。土地の所在は、宍道町佐々布、都市計画区域外、農振農用地区域外、田3筆、畠5筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況に

事務局	についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。
	最後に、8番について説明します。土地の所在は、八雲町熊野、都市計画区域外、農振農用地区域、田1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。
	以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第164号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第164号は原案のとおり確認することに決します。
	次に、議第165号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第165号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、ご説明いたします。お手元の議案17~22ページをご覧ください。転1番~2番は秋鹿地区、更新案件です。転3番~4番は古江地区、3番は新規案件、4番は更新案件です。転5番~7番は朝酌地区、5番のうち2筆と7番は新規案件、5番のうち1筆と6番は新規案件です。転8番のうち2筆と9番~11番は竹矢地区、更新案件です。転12番は忌部地区、新規案件です。転13番~19番は鹿島地区、14~16番、18番、19番は新規案件、13番、17番は更新案件です。転8番のうち1筆と20番~24番は東出雲地区、8番のうち1筆と20番~22番は新規案件、23番、24番は更新案件です。今回の転貸契約のうち地域計画区域内の地目別面積は、田45,937m <sup>2</sup> 、畠60,103m <sup>2</sup> 、その他（ハウスなど農業用施設用地）796m <sup>2</sup> 、計106,872m <sup>2</sup> です。
	以上、ご審議お願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
7番委員	「借り手が目標地図に位置付けられているか」の欄において、「位置付けられていない」との記載の下に個人名が記載されているのは、どのような意味を持つのか。
事務局	現地域計画では、個人名の方で計画がされており、今後借り手となる方に地域計画の見直しの際に変更していく必要があることを意味している。
7番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第165号は、原案のとおり承認す

議長	ることにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 165 号は、原案のとおり承認することに決します。
	次に、議第 166 号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第 166 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について、ご説明いたします。お手元の議案 24~27 ページをご覧ください。転 25 番~28 番は秋鹿地区、更新案件です。転 29 番は古江地区、更新案件です。転 30 番は法吉地区、更新案件です。転 31 番は川津地区、更新案件です。転 32 番、33 番は持田地区、新規案件です。転 34 番は竹矢地区、更新案件です。転 35 番、36 番は東出雲地区、35 番は新規案件、36 番は更新案件です。今回の転貸契約のうち地域計画区域外の地目別面積は、田 22,752 m <sup>2</sup> 、畠 0 m <sup>2</sup> 、計 22,752 m <sup>2</sup> です。
	以上、ご審議お願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第 166 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第 166 号は、原案のとおり承認することに決します。
	次に、報告に入ります。報告第 43 号「会長専決処分の報告」及び報告第 44 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事務局	(報告)
議長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。
	以上で議事を終了しましたので、第 26 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。